

重複地番解消に伴う地番変更の実施について

(山口地方法務局からのお知らせ)

山口県においては、明治以来、宅地、農耕地等の耕地に一番から順に地番(耕地番)が付されましたが、山林、原野等の山間地にも同様に一番から順に地番(山地番)が付されたことにより、同一大字(地番区域)内の耕地と山間地に同一の地番が定められるという、いわゆる重複地番が多数存在している実情にあります。

法務局では、政府が推進する「IT新改革戦略」及び「電子政府推進計画」に基づき、不動産登記情報等を、インターネットを利用して、お客様が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる登記情報提供制度やコンピュータ化された登記所間において、土地・建物に関する登記事項証明書(以前の登記簿謄本)の交付請求を、相互にすることができる登記情報交換サービス、また、従来書面により行っている申請・届出をインターネットを利用して行うことのできるオンライン申請制度などの各種行政サービスを展開しているところですが、これらのサービスを利用する際、お客様が重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力してしまったり、物件入力ができないなどのトラブルが多数発生しています。

そこで、山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、取引の安全・円滑を図るため、順次、重複地番の解消を図ることとしております。

平成23年度については、阿武郡阿武町において、次の要領により地番変更を実施し、重複地番を解消しましたのでお知らせいたします。

1 重複地番の解消作業の実施地域

阿武郡阿武町大字宇田、同宇生賀、同木与、同惣郷、同奈古、同福田上及び同福田下の各地番区域

2 地番変更の方法

登記官の職権により、各地番区域の山地番に、それぞれ10000を加算する方法によって地番変更を実施しました。

* 例 : 115番 → 10115番
211番 → 10211番

3 実施時期

平成23年6月

4 本件に関する問い合わせ先

山口地方法務局 地図整備・筆界特定室

〒753-8577 山口市中河原町6-16 TEL083-922-2295